

ニ至ルニ及ビ官紀振肅ノ上奏以テ國家ノ綱紀ヲ正サンコトヲ勉メ、千嶋艦事件、條約履行ノ問題ノ提起以テ國權ノ擴張ヲ見ンコトヲ冀フ。假令諸公ト其意見ヲ異ニスルモノアルモ、是レ眞ニ大政翼賛ノ道ニ向ヒ、蹇々ノ議ヲ致スモノニ非ズヤ。而シテ諸公余等ノ所陳ヲ以テ事實ニ違フトナスモ余等ハ信ゼズ。

一、諸公ハ條約履行ノ建議案ヲ以テ無責任ノ言議ヲ弄シ開國進取ノ大計ヲ阻格スルモノトナシ、是ヲ以テ大業ノ翼賛上衆議院ニ和衷ノ望ヲ絶ツ一大理由トス。余等ノ所見ヲ以テスレバ條約履行ハ即チ條約改正ヲ成就スル所以ノ階級ニシテ開國進取ノ大計ヲ翼賛スルノ道タルナリ。且其履行ノ事タル政府モ亦嘗テ其一端ヲ實施セシコトアルニ非ズヤ。加之諸公モ亦條約ヲ履行シテ國權ヲ擴ムベキ者ハ素ヨリ之ヲ履行スベキノミナラズ、苟モ國權ノ主張スルノ必要アラン乎、亦之ヲ排除訂正スルニ勉メザルベカラズト言フニハ非ズヤ。建議案ノ精神タル亦之ニ外ナラザルヲ認ム。而ルニ諸公ハ故サラニ斥ケテ以テ徒ニ條文ヲ墨守シ、國家ニ不利益ナルモノトス誣モ亦甚シカラズヤ。且ツ履行案ニシテ直ニ國家ニ不利ナルヤノ疑點ヲ含有セバ之ヲ院議ニ上セシメ、假スニ審議討論ノ時日ヲ以テシ、諸公タルモノ之ニ對シ反覆論辯其不可ナル諸點ヲ正ス可シ。諸公ノ說ニシテ理アランカ、議院亦一概ニ一切履行ヲ主張セザラン。然ルニ諸公ハ官紀振肅ノ上奏ニ於テハ其唐突ニシテ答辯ヲ容レザリシト咎メナガラ、履行案院議ニ上ラントスレバ即チ停會ヲ奏請シテ發

案者ノ説明ヲダニ終ラシメズ。諸公或ハ事外政ニ關シ公開ノ論辯ヲ不可ナリトスルカ、秘密會ヲ請求スル亦可ナリ。何爲ゾ其レ停會ヲ用キンヤ。而シテ議院其議ヲ再タビセントスレバ復タ發案者ノ言論ヲ遮リ、一外務大臣ノ口ヲ假リテ議院ヲ攘夷の意思ノ行動ト罵リ、眞個開國進取ノ大計ヲ翼賛セント欲スル全國ノ代議士ヲ誣ヒテ攘夷ノ徒ナリトシ、而シテ議院ヲシテ其說ヲ謹聽セシメント欲ス。抑々亦無理ナラズヤ。而シテ議院説明ヲ求メントスレバ倉皇逃避シテ之ニ對セズ、復タ直チニ停會ヲ奏請シ、又從テ解散ヲ奏請ス。事實昭々斯クノ如キアリ、和協ヲ破リタルノ責誰カ之ニ任ズ可キヤ。尙ホ退キテ此履行案ヲ以テ諸公ノ思惟スルガ如ク國家ニ不利ナルモノト假定スルモ、又閣臣ノ反覆論爭シタルニ關ラズ議院之ヲ是決シタリト假定スルモ、是レ單ニ一ノ建議案ノミ。政府必ズシモ悉ク執行ノ責ニ任ズルノ要ナシ。而シテ斯クノ如キ議案ヲ以テ解散ノ理由トセバ何ノ議案カ解散ノ理由タラザラン。是レ果シテ立憲的行爲トシ許スヲ得ルカ、余等ノ知ル所ニ非ズ。

一、余等曩ニ諸公ガ二週間ノ停會ヲ奏請シ 勅書已ニ降り、僅ニ一夜ヲ隔テ又解散ヲ奏請シ、終ニ前 勅ヲシテ徒爲ニ歸セシメタルヲ痛嘆シ、將來ノ爲メニ忠言ヲ惜マズ。然ルニ復論ハ停會ヲ以テ單ニ解散ノ準備ナリト辯ズ、準備モ亦可ナリ、但シ之ヲ準備ナリトセバ何ゾ二週間ヲ要セシヤ。一日ノ準備ハ一日ニシテ足レリ、二日ノ準備ナラバ二日ニシテ足レリ。今如何ニ準備ナリ

ト辯ゼラル、モ二週間ノ停會ヲ宣示シ、僅ニ一夜ヲ隔テ、解散ヲ奏請シ、前 勅ヲシテ徒爲ニ歸セシム其責奈何ゾ辭スルヲ得ンヤ。

一、凡ソ立法行政ノ機關各獨立シ、立憲政體ヲ憲章スル以上ハ、議院ノ立法上慎重ヲ加ヘザル可カラザルト共ニ、政府モ亦行政上輕舉ヲ戒メザル可カラズ。若シ政府ニシテ一旦ノ意發ニ任ジ、一時ノ怒氣ニ驅ラレ、輕舉躁施敢テ自カラ檢セザラバ其國家ニ禍スル其レ將タ如何ゾヤ。議會解散ノ以テ大權ノ發動ニ出ヅルヤ論ヲ待タズ。然レドモ解散ハ國ノ重事國務紛整ノ分ル、所、故ニ之ヲ奏請スルハ議院ニシテ國家ノ命脈タル豫算案ヲ議セズ、若クハ一切否決スルカ、否ラザレバ國家至重ノ法律案ヲ否斥スル等ノ場合ニ於テス可キノミ。是レ實ニ閣臣タル者ノ責任ナリ。然ルニ第五議會ハ一モ是等ノ因由ヲ有セズ、而シテ諸公ハ敢然認ノ一字ヲ以テ之ヲ斷ジ、大政ノ翼贊上以テ和協ニ任ゼズトナス。諸公ノ爲ス所ヲ以テ議院ノ和協ヲ求ムルハ木ニ緣リテ魚ヲ求ムルノ類ノミ。余等ノ曩ニ書ヲ致ス徒ラニ諸公既往ノ過舉ヲ咎ムルニ非ズ、偏ニ 詔勅ノ旨ヲ服膺サレ、今後議院ニ對シ前轍ヲ改メラレンコトヲ求メシノミ。然ルニ余等ノ主旨透徹セザルモノアルカ、反テ縷々解散ノ理由ヲ明示セラル、乃チ已ムヲ得ズ愚意ヲ披陳シ以テ前書ノ盡サルヲ補ヒ、敢テ再聽ヲ汚ス。

明治二十七年二月十九日

前件ニ付伊藤首相再答書

近衛公爵谷子爵及ビ兩君ノ代表セラル、諸君再應ノ來示ヲ熟讀スルニ唯々前議ヲ反覆主張セラルルニ止マリ、一モ新ニ答フルノ要アリト認ムベキ論點ヲ見出サズ。國家各機關ノ和衷協同ハ素ヨリ其一ヲ以テ其他ニ屈從スルノ謂ニ非ザルコト博文既ニ之ヲ言ヒ諸君亦之ニ同ズ。憲法上特立ノ權能ヲ行フニ方リ、互ニ慎重ヲ以テ論ズベキハ無論ナルモ、議論ノ異同ハ人々ノ所見ニ依ル、素ヨリ相強フベキニ非ズ。博文前簡答復シタルノ理由ニ依リ、責任ヲ以テ憲法命ズル所ノ權能ヲ行フ、其國家ノ爲ニスル所以素ヨリ自ラ信ズル所ノモノアリ。諸君若シ博文ノ爲ス所ヲ以テ意ニ滿ズトセバ是レ亦諸君自由ノ見解ニ存ス、博文諸君ノ來示ニ服スル能ハザル亦諸君ガ博文ノ言フ所ニ服スル能ハザルト同一ナルノミ。再論ヲ忝シ茲ニ答復ス。敬具

ハミルトン 一四三、
 バアラン 一四三、
 バクストン 一四三、
 橋本 綱常 一八二、
 林田 龜太郎 二三八、二四〇、三九三、
 ハルデンベルヒ 二八九、
 パールグレイブ 三一九、三四、三七、
 ハードウイック 三四〇、
 ハンサート 三四七、三七九、
 長谷川 貞雄 五五五、五七九、
 原田 一道 五五五、五七九、
 原 忠順 五五五、

(二)
 二田 是議 二二八、
 仁禮 景範 五五三、
 二條 基弘 五六〇、五六一、五七二、五七九、
 新納 直陳 五七九、

(ホ)
 ボアンナード 二七二、三五〇、三五五、三六六、

北條 時宗 三九八、
 細川 潤二郎 四三七、
 ボル ク 四四六、四四八、
 本多 正憲 五三三、五七九、
 本多 副元 五六四、五七九、

(ヘ)
 ヘンリー 第四世 七三、
 ヘンリー 第七世 七三、
 ヘンリー 第八世 七三、
 ヘイター 一四三、
 ベッ チル 一五三、
 ベネデッ チ 四〇五、四〇六、四〇九、四一〇、
 ヘア 一 四四四、四四五、
 ベンサム 四四七、四五〇、
 ヘイ ズ 四四九、
 ト ッ ド 八三、二五五、
 ドワルロー 一四六、

鳥居 小彌太 四三四、四三七、五六四、五六九、
 富田 鐵之助 五五五、五七〇、五七九、
 徳大寺 實則 五二一、

(チ)

デヨージ 第三世 三三、七五、八三、四三九、
 デヨージ 第二世 七五、
 チルター 一四一、
 チャーレス 第二世 二四七、
 チンバールラント 三四〇、
 チルデン 四四九、

(リ)

リチャード 第二世 七三、
 リヨンネ 一七六、三六〇、
 リーバー 四四七、
 リットベルグ 五三八、

(ル)

ルボン 三四、
 ルイ 十四世 四七、

(ヲ)

ヲーコンナー 一四三、

(ワ)

ワシントン 二四、一八六、四五〇、
 渡邊 國武 二七、五三、
 ワグネル 五三八、
 渡邊 清 五五五、五六九、五七九、
 渡正 元 五六五、五七九、

(カ)

金子 堅太郎 三三、一八三、一九七、三〇〇、三四〇、四三四、
 ガーテナー 四三七、四七六、
 片岡 健吉 七四、
 片岡 健吉 二二五、二二七、
 神鞭 知常 二二五、
 カンドラー 三四〇、
 カプウル 三六三、三六四、
 カール 第五世 四〇四、
 カルブレット 四二二、
 岳 飛 四三一、

カートライト 四八、四四、
河野 敏録 五三、
揖取 素彦 五六、五七、

(タ)

高田 早苗 二四、
田中源太郎 二五、
谷 干城 二五、三〇六、三〇八、三二〇、四四四、四七、
五四、五九、五七、五七九、五八九、
ダフアリン 三三、三三六、
竹内 惟忠 五六、五九、
伊達 宗敦 五六、五七九、
武井 守正 五七、

(レ)

レナール 一四六、
レフェヴァ 三二、
レオポルド 四〇二、四一〇、四一六、

(ソ)

ソイレレー 七三、

陸奥 宗光 一八、一八八、一九一、一九九、二〇八、五三三、
村田 保 二五、

(ウ)

ウールセー 六、四四六、四五三、
ウイルヘルム第三世 七、二四八、
ウオルポール 七六、三四〇、三四九、
ウイリヤムス 一四三、四五四、
ウエッ プ 一四三、
ウラドハウス 一四三、
ウエルジェー 一四六、
ウイルヘルム第二世 一四九、一五三、
ウキントホルスト 一六六、
植木 枝盛 二四、
ウインドシヤイド 二六二、
ウ キ ン 三三〇、
ウエルテル 四〇五、四一三、

(中)

井上 毅 一、一〇九、一一三、一二四、一二五、
二六、一八六、一九五、一九六、一九七、二〇六、二二二、

曾我 祐準 五六、五九、

(ツ)

坪田 繁 二二、二三、
ツオップル 三六〇、

(ナ)

ナボレオン三世 一八四、三六八、四四四、四五五、
中橋徳五郎 三三、
ナボレオン一世 四七、
中山 孝麿 四三四、
鍋島 直彬 五六、

(ラ)

ラングミート 七三、七四、七五、
ライアン 一四三、
ライダー 一四三、
ラボック 一四三、
ラバント 一五六、一六六、二九九、五二八、五三四、
ラチエイル 四二、

(ム)

井上 馨 二四〇、二五四、二六一、二六九、二七五、二七六、二八五、
三〇六、三〇八、三二〇、三九二、四九、四三七、
五三、五六、

(ノ)

ノックス 一四三、
野村 靖 一九、一八〇、一八五、一八六、
ノートン 三二、三四、
ノル ス 四三九、

(オ)

岡次郎太郎 二二、
オーバン 一四六、
大隈 重信 二〇四、五六〇、五六七、
尾崎 三良 三六五、三六六、五七〇、
大江 元就 三九八、
オルビール 四〇三、四一三、四一五、
小澤 武雄 四三四、五六四、五七〇、
オイレンブルヒ 五三〇、
大山 巖 五五二、
小笠原壽長 五六三、五八〇、

岡部長職 五九、
小原重哉 五七〇、

(ケ)

グードウイン 七四、
グレンウイール 七六、七、三三〇、
クロフオード 一四三、
グラットストン 一四六、
グレローブ 三三、
グナイスト 二八六、二九七、二九八、三九四、三九五、三九五、
グ レー 五三、
グ レー 三三〇、三四〇、
グラモン 四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四一、
黒田清隆 五五、
楠木正隆 五五、
黒田清綱 五五、
山縣有朋 一九、二二、二二、一七、一八、一八、
山脇玄 二八、二〇〇、二二、二七、三三、三三、三三、
二七、

(ヤ)

フレデリキッ 大王 一四、一八、
ブカナン 一四、
フエンウイック 一四、
フヒッゲラルド 一四、
ブラガ 一四、
フンボルト 二八、
フロケ 三三、
フレット 三三、
フオックス 三三、
ブライム 四三、四四、

(コ)

ゴミン 三三、
ゴースト 一四、一四、
小宮三保松 一八〇、一八、一八六、四三、
コッホ 一九、
古莊嘉門 二五、二七、
小林楠雄 二五、
コムウヲル 三〇、
コンスタン 三六、
コシエリー 四〇、

山内豊誠 五九、五七〇、五七、
安場保和 五九、五七〇、五七、

(マ)

マホニー 一四、
マフーレー 一四、
マコレ 一七、
松方正義 一九、一八、一九〇、一九、二七、二八、
牧朴真 二五、
町田忠治 三〇、三二、
マザレド 四〇、
杉田正久 四〇、
マイエット 五三、
松平直哉 五三、
松平信正 五三、
松岡康毅 五三、
フホーテスキュー 七、
プロンチューリー 二〇、

(フ)

フホーテスキュー 七、
プロンチューリー 二〇、

康昌帝 四七、

伍子胥 四三、

近衛篤麿 四三、
五八〇、五九、

後藤象二郎 五二、

(エ)

エヤニョール 八五、二五七、
エバースレー 三〇、
エップヒンハム 三六、

(テ)

テンプル 一四、
デーテマンデー 一四、
デウエス 三〇、
デルレード 三九、

(ア)

天野若圓 一三、一九、一九五、一九八、二〇、二〇、
青木周藏 一九、

綾井 武夫 二五、
 安部井 磐根 二五、二七、
 アレンド 一五、
 有賀 長文 二五、
 アポット 三〇、
 アルモン 三〇、
 アリーゼンネ 四〇、
 アン ト 四二、
 アダムス 三〇、
 アンソン 四七、
 アルニム 五八、
 青山 幸宜 五八、
 青山 貞 五八、
 青山 貞 五八、
 (サ)
 サンデー 七六、
 ザットレル 一〇、
 三條 實美 一五、
 サットン 三〇、
 佐竹 義理 三三、
 鮫島 武之助 五八、

(キ)
 ギュイヨーム三世 八三、
 木内重四郎 一〇三、
 菊池大麓 二五、
 (メ)
 メイ 七五、
 メリース 三三、
 マルボルン 三三、
 (ミ)
 ミ 六六、
 水野 遵 一三九、
 ミクウキル 一四九、
 箕浦 勝人 一九五、
 三崎 龜之助 二四、
 三浦 安 二五、
 宮本 小一 五八、
 (シ)

ジャクソン 一四三、
 シヤットルワース 一四三、
 ジヤメー 一四六、
 シユバリエー 一四六、
 シユルチエー 二八九、
 ジュービー 三三三、
 ジョンソン 三三三、
 シヤルボニエー 三三三、
 島津 忠亮 三三三、
 新莊 直陳 三三三、
 品川 彌二郎 三三三、
 清水市 太郎 三三三、
 (エ)
 エドワード第四世 七三、
 エリザベス 七三、
 (ヒ)
 ビクトリヤ女皇 七六、
 ヒゴット 八七、
 ヒッパート 一四三、

ヒリップ 二五四、
 ビエオルジュ 二五五、
 ビスマルク 二八六、
 ビット 三三〇、
 ビー 三三三、
 ヒューム 三三三、
 ビットン 三三三、
 ビーコンスフィンノルド 三三三、
 ヒューム 四三三、
 日野西光善 五三三、
 (モ)
 モープレ 一四三、
 モッセ 二八五、
 モスターフ 三三三、
 (セ)
 ゼイムス第二世 七四、
 千家 尊福 四三三、
 ゼファソン 四三三、
 セジウイク 四三三、

索引

關博直 五三、五〇、五九、
仙石政固 五四、
關口彌五 五五、

(ス)

スタープ 一四三、
末松謙澄 二四、
スタイン 二九、三八、
スクハム 三四、
スーシニエー 四九、四一〇、
スーニエー 四一〇、

昭和十年七月十五日印刷
昭和十年七月二十日發行

〔非賣品〕

校訂者 平塚篤

東京市杉並區上荻窪九六三

發行者 平塚篤

東京市本所區厩橋一ノ二七ノ二

印刷者 守岡功

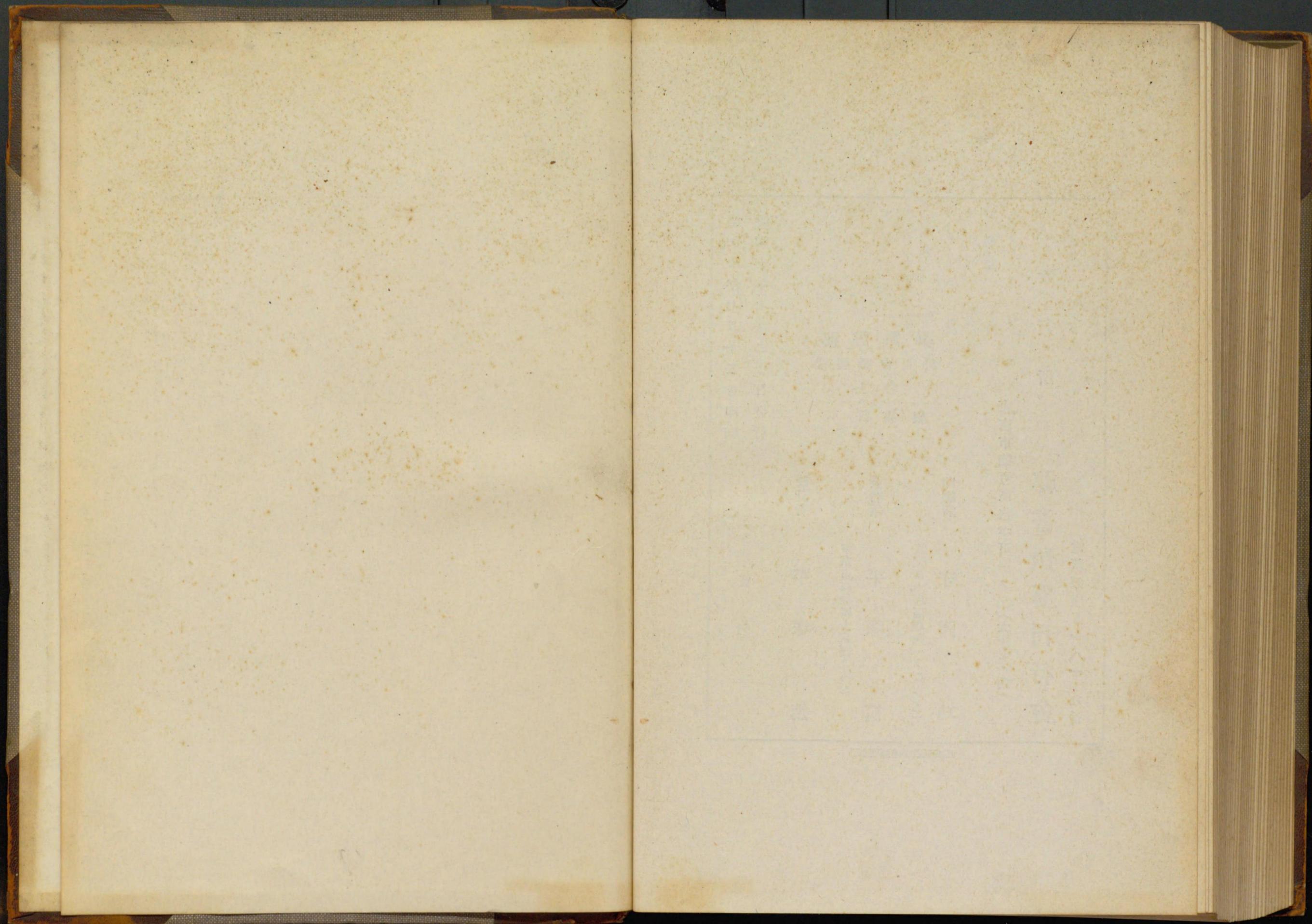


秘書類纂
帝國會議會資料
上卷
不許複製

東京市麴町區內幸町一ノ三(大阪ビル内)

發行所 秘書類纂刊行會

電話銀座五一八一—九番



678
102

[Faint rectangular stamp]

